

岐阜市総総第508号
平成14年2月25日

岐阜市長
細江茂光様

岐阜市情報公開審査会
会長 後藤真一

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成13年8月15日付け岐阜市都公第84号で諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当：総務部総務課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市長(以下「実施機関」という。)が岐阜市大宮町1丁目39番1の土地(以下「甲地」という。)と岐阜市大字長良福光字大野2675番31及び岐阜市大字長良福光字堤外八幡2512番4の土地(以下「乙地」という。)の交換契約書(以下「土地交換契約書」という。)について行った一部非公開処分は、これを取り消し、全部公開すべきである。

実施機関が岐阜市大宮町1丁目39番1の土地評価格算定(以下「土地評価格算定文書」という。)における受結した㎡単価及び土地価格を非公開とした処分は、これを取り消し、公開すべきである。実施機関が土地評価格算定文書について行ったその余の一部非公開処分は、妥当である。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成13年8月3日付け岐阜市都公第80号で実施機関の行った本件一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 岐阜市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項第3号について

宗教法人は営利活動を目的としていないから、本件情報は、公開すると法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであるとは認められない。少なくとも、本件事業は、総額が示されているのだからその内訳を公開しても何ら困ることはない。

(2) 条例第6条第1項第4号口について

本件土地交換契約は1年前に契約が締結されたものであり、また、本件事業は既に終了しており、公開しても事業遂行に支障を及ぼすものではない。

本件事業は特殊な事業であり、他に影響を及ぼすことはないから、将来の事業遂行に対する支障もない。

(3) 条例第6条の2について

本件事業は多額の公金を投入するものであり、市民の監視が特に必要なものであり、また、市議会議員の審議権を保障するためにも、公益上必要な場合として公開すべきである。非公開処分は、知る権利を侵害するものである。

(4) 買収額について

甲地の価格には疑問がある。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第1項第2号について

土地評価格算定文書に記載されている基準地の買収年月日、所在地、地番、地目及び地積が分かる部分は、当該基準地を所有していた個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当する。

(2) 条例第6条第1項第3号について

土地交換契約書に記載されている交換差金の金額及び甲地の価格並びに土地評価格算定文書に記載されている甲地の画地条件、岐阜市算定の土地価格及び交渉後の妥結額は、法人その他の団体に関する情報で、公開することにより当該法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当する。

(3) 条例第6条第1項第4号ロについて

本件においては、契約は締結されているが、未だ土地の明渡しは完了しておらず、土地契約書及び土地評価格算定文書に記載されている甲地の価格及び交渉後の妥結額が分かる部分については、市の行う契約に係る事務に関する情報、即ち市の交渉の仕方や裁量に関する情報であるので、公開することにより反復継続される同種の事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするものと認められ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすことが明らかなものに該当する。

(4) 条例第6条の2について

甲地の取得については、平成12年第1回岐阜市議会定例会において十分審議され、予算が議決されたものである。また、情報の公開に当たっては、個人のプライバシーや法人の利益の保護に十分留意しなければならないとともに、相手方との信頼関係を損なうことがあってはならないものであるところ、これらの利益を侵害してまで公開すべき公益上の理由があるとは認められない。

第4 当審査会の判断

1 土地交換契約書について

(1) 本件公文書の性質

岐阜公園整備事業に利用するため宗教法人天理教岐美大教会（以下「甲」という。）の所有する甲地と、岐阜市から甲地の先行取得の依頼を受けた岐阜市土地開発公社（以下「乙」という。）が甲地の代替地として国から売払いを受けた乙地とを甲乙間で交換をする契約を記載した書類で、岐阜市が乙からその写しの提出を受け、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものであるから、条例第2条第1号の公文書に該当する。

(2) 条例第6条第1項第3号の該当性

本号に該当するためには、本件情報が「法人に関する情報で、公開することに

より当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるもの」でなければならない。

この点実施機関は、本件情報の公開により甲の資金・資産の状況が明らかとなり、現在建設している施設の材料購入の際に足元を見られるおそれ、甲の内部から交渉結果に対する不満が噴出し、今後の甲の団体運営が害されるおそれ、第三者の嫉妬を買い、甲のイメージの低下を招き、ひいては布教活動に支障が生じるおそれ等があるから、公開することは甲の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると主張する。

確かに、一般的には、資金・資産の状況が公開されることにより当該団体の事業上の正当な利益を著しく害する可能性があることは否定できない。しかし、本件においては、既に乙地の価格が明らかとなっているところ、土地交換契約の性格上、甲地の価格も乙地の価格に近似したものであるとの推測が可能であるから、契約金額を公開してもその影響は少ないばかりか、契約金額を公開することで甲がいらぬ疑惑を受けなくなる可能性すらある。さらに、本件においては、甲は宗教法人であり、宗教法人法で信者及び利害関係人に対し、財産処分等の内部情報の公開が義務づけられていることもあり、営利法人よりも公益上の理由に基づく公開が求められている存在であるという特殊事情も指摘できる。

したがって、本件情報を公開することで実施機関が指摘するおそれが現実化すると考えるのは困難であり、公開により甲が著しい不利益を被ることが明らかであるとまではいえないので、条例第6条第1項第3号の規定により非公開とすることはできない。

(3) 条例第6条第1項第4号口の該当性

本号に該当するためには、本件情報が「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」でなければならない。

本件事業の完了について

実施機関は、未だ代金支払い及び土地の明渡しが完了しておらず、本件情報は継続中の事業に係る情報であり、特に非公開とする必要性が高いと主張するが、契約が締結されている以上、後は契約に従った履行が行われるのであるから、継続中の事業に係る情報として特に非公開とする必要性が高いと認めることはできない。

将来の同種の事業の存在について

不服申立人は、本件事業は特殊な事業であり、他に影響を及ぼすことはないから、将来の同種の事業を想定することはできないと主張する。

しかし、本件事業は公園用地取得のための土地交換事業であるが、抽象的には市の事業執行のため民有地を買収するという性質を有しており、そのような性質を有する事業は今後も数多く行われるものと想定され、また、現に本件土

地の近隣地で市及び県による用地買収が、時期は未定であるが予定されているという事情があるから、将来、同種の事業が想定されるというべきである。

将来の適正な事業の遂行に対する影響について

実施機関は、本件情報が公開されると、将来、同種の事業において、自己の私的経済活動に係る情報を公開されることをおそれて用地買収に応じないといった者も現れることが予想され、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことが明らかであると主張する。

確かに、公共団体の用地買収に応じると、必ず譲渡価格が公開されるということになれば、実施機関が指摘するおそれが現実化する危険も否定できないが、あらゆる場合に譲渡価格を非公開とすることは、条例の趣旨に鑑みて妥当でない。結局公開するか否かは個別具体的事案ごとに判断すべきことになるが、本件では、(2)で述べたように、既に乙地の価格が明らかとなっているところ、土地交換契約の性格上、甲地の価格も乙地の価格に近似したものであるとの推測が可能であるから、実施機関の主張するおそれは既に現実化しているはずであると考えられるが、それを裏付ける証拠はない。したがって、実際の契約金額を公開しても現時点で生じている以上の支障が現実化する危険はないと考えられる。

また、実施機関は、本件情報が公開されると、将来、近傍の土地買収が行われる際に、自己の土地の単価が本件土地価格より低い場合に地権者が買収に応じない危険性があると主張する。

しかし、価格に差異が生じた理由を地権者に説明し、納得してもらうことは可能であるから、事務の適正な遂行に「著しい支障を及ぼすことが明らか」とまではいえない。

以上によれば、本件情報を条例第6条第1項第4号口の規定により非公開とすることはできない。

- (4) (2)及び(3)により、条例第6条の2の該当性を判断するまでもなく、実施機関がなした甲地の価格に係る部分を非公開とした処分は、これを取り消し、公開すべきである。

2 土地評価格算定文書について

(1) 本件公文書の性質

甲地の土地価格決定に関する岐阜市長から乙への通知に係る文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものであるから条例第2条第1号の公文書に該当する。

(2) 甲地の価格及び妥結した甲地の㎡単価について

甲地の価格に係る部分については、何ら非公開とする理由はなく、これを非公開とした処分を取り消し、公開すべきであることは1で述べたとおりである。

甲地の価格が判明し、かつ、土地の面積は従来から公開しているのであるから、

妥結した甲地の m^2 単価も計算により明らかになるものである。したがって、これを非公開とする理由はないから、妥結した甲地の m^2 単価に係る部分を非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

(3) 基準地に係る情報について

条例第6条第1項第2号の該当性について

実施機関は、土地評価格算定文書中2(1)の基準地価格に関する情報のうち買収年月日、場所、地目及び広さに関し、条例第6条第1項第2号に該当するとして非公開処分をしているが、同号に該当するためには、本件情報が「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」でなければならない。

本件情報は、市が既に甲地の近傍において買収した土地に係るものであるが、地番等から所有者が判明し得るものである。そして、個人の資産に関する情報は、当該個人の経済レベルを映し出すため、社会的にも取引の安全等特別の理由がない限り公開されておらず、一般に他人に知られたくないと認められるものと考えられる。

したがって、本件情報は条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

条例第6条の2の該当性について

不服申立人は、仮に本件情報が個人情報に該当するとしても条例第6条の2により公益上公開すべきものであると主張する。しかし、本件情報は甲地の価格を算定するための資料として意味を有すると考えられるところ、この土地の m^2 単価及び所在する町名は明らかにされている以上、当該土地を誰から購入したかという点は大きな意味を持つものではないと考えられる。

したがって、個人のプライバシーを犠牲にしてまで、当該情報を公開すべき公益上の理由があるとは考えられない。

以上より、基準地の買収年月日、場所、地目及び広さに係る情報を非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(4) 市が算定した甲地の m^2 単価について

条例第6条第1項第4号口の該当性について

実施機関は、市が算定した甲地の m^2 単価について、実際の妥結価格と比較することで市の用地買収における交渉過程が明らかになり、将来の同種の事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことになるため、条例第6条第1項第4号口に該当するとして非公開処分をしている。

将来の同種の事業を想定できることは1(3)で述べたとおりであるが、非公開とするためには、本件情報が「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」でなければならない。

この点不服申立人は、地方公共団体等が行う土地買収は、当該土地の客観的

価値に基づき契約がなされるものであり、契約金額について交渉の余地がない以上、本件情報を公開しても今後の事業執行に影響を与えるおそれはないと主張する。

地方公共団体の行う土地買収は、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない(地方自治法第2条第14項)、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえてこれを支出してはならない(地方財政法第4条第1項)との制約を受け、客観的価値による買収が求められているが、土地の客観的価値は一義的に確定することができず、ある一定の幅を持たざるを得ないものである。したがって、その一定の幅の中において土地を買収することは、当然認められるものであり、この範囲での交渉は否定されるものではない。

以上より、市の算定した甲地の㎡単価を公開することは、妥結した㎡単価との差額を明らかにするものであり、用地買収における市の交渉過程や裁量の内容を知らしめるものであることから、市が将来行う事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかであると考えられる。

条例第6条の2の該当性について

不服申立人は、仮に本件情報が条例第6条第1項第4号口に該当するとしても、本件事業は多額の公金を投入するものであり、市民の監視が特に必要なものであり、また、市議会議員の審議権を保障するためにも、条例第6条の2により公益上公開すべきであると主張する。しかし、甲地及び乙地の価格が判明すれば公金の使途に対する監視は可能であるし、また、甲地の取得については平成12年第1回岐阜市議会定例会において審議され、予算が議決されていることが不服申立人の主張からも認められることに鑑みれば、公開すべき公益上の理由があるとは考えることはできない。

以上により、市が算定した甲地の㎡単価を非公開とした実施機関の処分は妥当である。

なお、不服申立人は、甲地の買収価格が著しく高額であり、客観的価値の範囲を逸脱していると主張するが、甲地の買収金額が適正なものであったか否かについては、当審査会の審理の範囲を超えるものであるから判断しない。

(5) 画地条件について

画地条件に関しては、これを公開すると(4)において妥当であると判断した実施機関の非公開処分が無意味となってしまうから、画地条件を非公開とした実施機関の処分は、妥当であると考えられる。

3 結論

上記1及び2の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過等

平成13年 7月24日 公文書公開請求

同年	8月	3日	実施機関の一部非公開処分決定
	同月	8日	不服申立て
	同月	15日	諮問
	同月	22日	実施機関に一部非公開処分に係る陳述書の提出依頼通知
	同月	24日	同陳述書提出、受付。同陳述書の写しを審査会委員及び不服申立人に送付
同年	9月	4日	審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取
	同月	5日	実施機関から提出された資料を審査会委員及び不服申立人に送付。不服申立人から提出された資料を実施機関に送付（審査会委員には審査会当日に配布済み）
同年	10月	10日	審査会開催。実施機関及び不服申立人から意見聴取
	同月	26日	審査会委員に事務局収集の資料を送付
同年	11月	13日	審査会開催。実施機関から意見を聴取
	同月	30日	審査会委員に事務局作成の資料を送付
同年	12月	10日	審査会開催
平成14年	2月	25日	答申